

議案第1号資料

鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(個人番号の利用の範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表の事務の欄に掲げる事務及び市の機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市の機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。<u>ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(特定個人情報の提供ができるとき)</p> <p>第4条 法第19条第11号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、<u>情報照会者である市の機関が、情報提供者である市の機関に対し、特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な<u>利用特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、<u>情報提供者である市の機関が当該利用特定個人情報</u>を提供するときとする。</p>	<p>(個人番号の利用の範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表の事務の欄に掲げる事務及び市の機関が行う<u>法別表第2の事務の欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市の機関は、<u>法別表第2の事務の欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。<u>この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</u></p> <p>4 略</p> <p>(特定個人情報の提供ができるとき)</p> <p>第4条 法第19条第11号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、<u>法別表第2の情報照会者の欄に掲げる市の機関が、同表の情報提供者の欄に掲げる市の機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な<u>同表の特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、<u>同表の情報提供者の欄に掲げる市の機関が当該特定個人情報</u>を提供するときとする。</p>